

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
職 種	スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、教職員及び児童生徒の教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのカウンセリング ・生徒の悩み相談・話し相手 ・教職員及び保護者への助言・援助 ・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ・その他生徒のカウンセリング等に関し、適当と認められるもの
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあつては、スクールカウンセラー等の業務に支障がないこと。 ・スクールカウンセラーは、公認心理士又は臨床心理士の資格を有する者。
勤務日及び勤務時間	年間 34 日勤務、1 日 4 時間程度とし、勤務時間については校長が割り振る。
休 日	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・報 酬：スクールカウンセラー 日額 19,200 円 スクールカウンセラーに準ずる者 日額 11,200 円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当、勤勉手当：（<input type="checkbox"/>有・<input checked="" type="checkbox"/>無）
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・スクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があつたとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年年法律第 50 号）の規定により補償する。

- 応 募 期 間 令和 7 年 3 月 18 日（火）～令和 7 年 3 月 21 日（金）
 ※ただし、応募多数の場合は募集を早めに締め切ることがあります。
- 提 出 書 類 履歴書（写真添付） ※市販の様式を使用すること。
- 選 考 方 法 書類及び面接 面接日時、場所は別途連絡します。
- 問 い 合 わ せ 先 愛媛県立八幡浜工業高等学校 事務室（0894-22-2515）